

生駒市条例第27号

生駒市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年10月1日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

生駒市職員の退職手当に関する条例（昭和47年10月生駒市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。